

第131回 定時株主総会 招集ご通知

株主総会資料の電子提供制度が施行されておりますが、本株主総会につきましては、当社は、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様に対して、従来どおり一律に株主総会資料を書面にてお送りしております。

なお、第132回以降の定時株主総会での対応につきましては未定です。

■ 目次

第131回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	23
計算書類	45
監査報告書	59

開催日時

2023年3月28日（火曜日）午前10時
（受付開始予定時刻：午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号
トリイ日本橋ビル
当社本社 10階会議室

書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使期限

2023年3月27日（月曜日）
午後5時30分まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、ご出席に代えて書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権の事前行使のご検討をお願い申し上げます。
また、本年は株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。ご了承くださいますようお願い申し上げます。



鳥居薬品株式会社

証券コード 4551

証券コード：4551
2023年3月7日
(電子提供措置の開始日 2023年3月1日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

鳥居薬品株式会社

代表取締役社長 松 田 剛 一

第131回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第131回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会資料の電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第131回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスし、画面をスクロールしていただき、「株主総会関連資料」の項目をご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.torii.co.jp/ir/stock/info.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスし、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択してご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、ご送付している書面は、書面交付請求をされた株主の皆様へ交付すべき会社法第325条の3第1項各号に定める電子提供措置事項を記載した書面を兼ねております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、ご出席に代えて書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権の事前行使をご検討いただき、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内（3頁～5頁）」に従って、2023年3月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会にご出席される場合には、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご協力いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月28日（火曜日）午前10時
（受付開始予定時刻：午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号 トリイ日本橋ビル
当社本社 10階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
- 報告事項 第131期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役2名選任の件
第4号議案 補欠取締役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案（第6号議案から第9号議案まで）>

- 第6号議案 剰余金の処分の件
第7号議案 自己株式の取得の件
第8号議案 定款一部変更（代表権を有する
取締役報酬の開示）の件
第9号議案 定款一部変更（CMSを通じた資金
運用の検討結果の開示）の件

各議案の内容は後記の株主総会参考書類に記載のとおりですが、**取締役会は株主提案（第6号議案から第9号議案）には反対しております。**

以 上

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。7頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

●株主総会にご出席の場合



日 時 2023年3月28日（火曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

●書面による議決権行使の場合



行使期限 2023年3月27日（月曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

詳細は4頁をご覧ください

●電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合



行使期限 2023年3月27日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

詳細は5頁をご覧ください

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を電磁的方法（インターネット等）により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



書面による議決権行使のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。

行使
期限

2023年3月27日(月曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙イメージ

本票は切り離してご行使ください。

議決権行使書 株主番号 議決権行使回数 頁

鳥居薬品株式会社 印
 社印、2023年3月28日開催の株主総会、2023年3月27日午後5時30分までに到着するまでにご返送ください。

2023年3月 日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否	否

議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。

鳥居薬品株式会社

インターネットと併用して議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会ご出席の際は、この用紙の右片を切り取り、そのまま会場付近に提出ください。

お願い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月27日午後5時30分までに到着するまでにご返送ください。
- 第3号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる投票を表示される場合は、(株主総会ご出席)に出席の当該議案者の番号をご記入ください。
- 賛否の表示は、票色のボールペンにより、はっきりと記入してください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、印刷記載のウェブサイトにアクセスし、2023年3月27日午後5時30分までにご行使ください。この場合、議決権行使書用紙を返送する必要はありません。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

鳥居薬品株式会社

第6号議案から第9号議案は株主総会からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。詳細は15頁以降をご参照ください。

こちらを切り取ってご返送ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案・取締役会の意見に **ご賛同いただける** 場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否	否

議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否

会社提案・取締役会の意見に **反対される** 場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否	否

議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否



電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

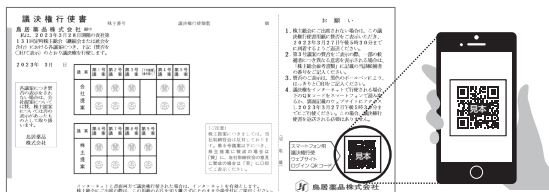
行使期限

2023年3月27日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

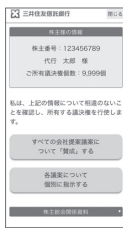
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

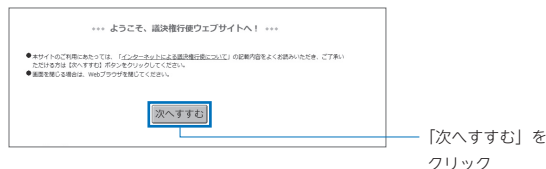
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

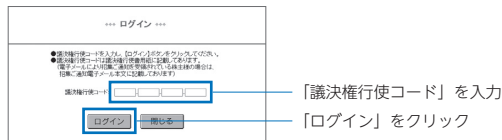
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

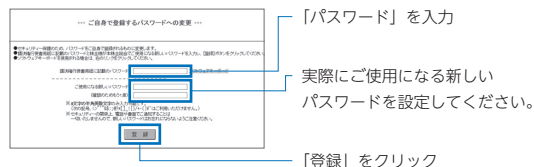
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎0120-652-031 受付時間：午前9時～午後9時

【本株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応につきまして】

当社第131回定時株主総会にあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。

株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・ご来場の株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用と会場に設置するアルコール消毒液の使用をお願い申し上げます。また、体調がすぐれないように見受けられる株主様には、ご入場をお控えいただく場合やご退場をお願いする場合がございます。
- ・会場の座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席数が限られます。予めご了承くださいませようようお願い申し上げます。
- ・運営スタッフ等は、検温を含め、予め体調を確認のうえ、マスクを着用して対応をさせていただきます。

なお、今後の状況の変化に伴い上記の対応を変更する場合は、当社ウェブサイト (<https://www.torii.co.jp/>) に掲載させていただきますので、適宜当社ウェブサイトにてご確認くださいませようようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適正な利潤の還元を経営の重要課題の一つと認識し、剰余金の配当につきましては、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

上記基本方針の下、将来の事業成長を目指した中長期的な視野に立った投資や財務の状況等を勘案したうえで、第131期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金76円 総額2,135,496,488円
なお、これにより、中間配当の金24円を含めた当期の年間配当は、1株につき金100円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

コーポレートガバナンスの強化を目的として、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの信任の機会を増やし、取締役の経営責任を明確にするため、現行定款第20条に定める取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、2022年3月29日開催の当社定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、従前の規定が適用されることを明確にするため、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第21条～第38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第21条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則 (<u>取締役の任期に関する経過措置</u>) 第1条 <u>第20条の規定にかかわらず、2022年3月29日開催の第130回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2023年12月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本条は、当該期日経過後、これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役2名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役松田剛一、鳥養雅夫の2氏は任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号 **1** まつ だ ごう いち
松 田 剛 一

再任

■ 生年月日

1967年2月13日

■ 所有する当社株式の数

15,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	日本たばこ産業株式会社入社
2009年1月	同社食品事業本部飲料事業部 企画部長
2009年6月	ジェイティ飲料株式会社 取締役
2010年7月	日本たばこ産業株式会社飲料事業部 企画部長
2012年7月	同社飲料事業部 調査役
2012年7月	株式会社ジャパンビバレッジホールディングス 取締役執行役員
2013年6月	日本たばこ産業株式会社執行役員 飲料事業部長
2013年6月	ジェイティ飲料株式会社 取締役
2016年1月	日本たばこ産業株式会社執行役員 医薬事業副部長
2017年1月	同社医薬事業部 顧問
2017年3月	当社取締役 医薬営業副グループリーダー兼 営業企画部長
2019年3月	代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

当社親会社の飲料事業部門の子会社の取締役、当社親会社の執行役員及び当社取締役を歴任した後、当社代表取締役社長を務め、会社経営全般に関する豊富な経験や見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

とり かい まさ お
鳥 養 雅 夫

再任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日

1963年1月7日

■ 所有する当社株式の数

1,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
1994年4月	桃尾・松尾・難波法律事務所入所
2000年9月	ニューヨーク州弁護士登録
2002年1月	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー（現任）
2010年6月	当社社外監査役
2013年6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として経験を重ね、豊富な専門知識と経営に関する高い見識を有しております。これらの経験や知識等を活かし、社外取締役として取締役会における発言等を行うことにより経営の監督の役割を果たしていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松田剛一氏は、2017年3月23日まで、当社の親会社である日本たばこ産業株式会社の使用人でありました。過去10年間の親会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. 鳥養雅夫氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は鳥養雅夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 鳥養雅夫氏は、2013年6月20日から当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって9年9ヶ月となります。
6. 当社は、現在、鳥養雅夫氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏が選任された場合には、同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害（被保険者の業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を指します。）を当該保険により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由があるほか、一定の免責金額が定められております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各取締役候補者は、現在、当該保険契約の被保険者に含まれており、各取締役候補者が選任された場合、継続して当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、取締役会及び監査役会につきましては、それぞれの役割・責務に応じた多様な分野の知見、専門性、経験等を備えた、バランスのとれた構成としております。また、当社は、経営の意思決定及び監督と業務執行の分離を目的として、執行役員制度を導入しております。

本定時株主総会において、第3号議案が原案どおり承認された場合における各取締役及び監査役並びに執行役員が備える専門性や経験等は次のとおりです。

	氏名	役職	担当	専門性・経験							資格
				企業経営・ 経営戦略	法・ コンプライアンス・ リスクマネジメント	財務・ 会計	販売・ マーケティング	事業 開発	研究 開発	生産・ 品質保証	
取締役	松田 剛一	代表取締役 社長		●	●	●	●	●			
	鳥養 雅夫	社外取締役			●						弁護士
	福岡 敏夫	社外取締役				●					税理士
監査役	山本 賢	常勤監査役		●		●					
	出雲 栄一	社外監査役				●					公認会計士
	松村 卓治	社外監査役			●						弁護士
執行役員	掛江 敦之	常務執行役員	価値創造グループ リーダー(兼) 事業開発部長	●				●	●		
	藤原 勝伸	常務執行役員	医薬営業グループ リーダー	●			●				
	近藤 紳雅	常務執行役員	企画・支援グループ リーダー	●	●	●					
	角南 正記	執行役員	生産グループ リーダー	●					●	●	
	西野 範昭	執行役員	信頼性保証グループ リーダー	●					●	●	薬剤師

第4号議案 補欠取締役1名選任の件

取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠取締役1名の選任をお願いいたします。

なお、取締役就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠取締役候補者は次のとおりであります。

こん どう のぶ まさ
近 藤 紳 雅

	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
■ 生年月日	1968年9月28日
■ 所有する当社株式の数	3,292株
	1992年4月 日本たばこ産業株式会社入社
	2012年7月 同社CSR推進部長
	2015年10月 同社医薬事業部事業企画部 調査役
	2016年1月 同社医薬事業部事業管理部 調査役
	2016年3月 当社経営企画部長
	2019年3月 執行役員 企画・支援グループリーダー兼経営企画部長
	2019年10月 執行役員 企画・支援グループリーダー
	2020年3月 常務執行役員 企画・支援グループリーダー（現任）

補欠の取締役候補者とした理由

当社及び当社親会社の経営企画部門等における豊富な業務経験を通じて、会社経営全般に関する高い見識を有しております。また、これまで当社執行役員として会社経営に参画しております。これらの経験や見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き補欠の取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 近藤紳雅氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 近藤紳雅氏は、2019年3月26日まで、当社の親会社である日本たばこ産業株式会社の使用人でありました。過去10年間の親会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害（被保険者の業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を指します。）を当該保険により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由があるほか、一定の免責金額が定められております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。近藤紳雅氏は、現在、当社執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、同氏が取締役就任した場合、継続して当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

2020年3月26日開催の第128回定時株主総会において補欠監査役に選任されました林伸昭氏より、本定時株主総会開始の時をもって補欠監査役を辞退したい旨の申し出がありましたので、第128回定時株主総会の決議に基づき、監査役会の同意を得て、本定時株主総会開始の時をもって同氏の補欠監査役選任を取り消すことを取締役会において決議しました。

つきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、監査役山本賢氏の補欠の監査役として、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものいたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なか やま かず き
中山和紀

■ 生年月日

1970年8月27日

■ 所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1994年4月	日本たばこ産業株式会社入社
2009年3月	同社医薬事業部 国際企画部 次長
2016年1月	同社医薬事業部 事業開発部 部長
2022年4月	同社医薬事業部 事業開発部長（現任）

補欠の監査役候補者とした理由

当社親会社の医薬事業部門における豊富な業務経験を通じて、事業開発分野に関する高い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、当社監査役として当社の監査を行っていただけるものと判断し、新たに補欠の監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 中山和紀氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中山和紀氏は、現に、当社の親会社である日本たばこ産業株式会社の使用人であります。過去10年間の親会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. 中山和紀氏が監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害（被保険者の業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を指します。）を当該保険により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の

免責事由があるほか、一定の免責金額が定められております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。中山和紀氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<株主提案（第6号議案から第9号議案まで）>

第6号議案から第9号議案までは、株主様1名（議決権数300個）（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案（以下、「本株主提案」といいます。）によるものであります。

以下の提案の内容（議案の要領）及び提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所（第6号議案「剰余金の処分の件」を除く議案の提案理由は本提案株主から提出されたその概要）を原文のまま掲載しております。

第6号議案 剰余金の処分の件

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金153円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金153円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2022年12月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日を翌営業日から起算して、3週間後の日

(2) 提案の理由

当社は「運用会社」でない。にもかかわらず、2022年9月末時点で当社は、72億円の現預金、141億円のキャッシュマネジメント（CMS）預託金、377億円にもよる流動資産計上の有価証券、固定資産に計上した投資有価証券でも279億円分を抱える。こうした本業とは無関係で、リターンは低いが流動性の高い運用資産の合計額は871億円に達し、2023年1月20日現在で835億円ある時価総額を上回る。当社は無借金であり、解散価値である株価純資産倍率（PBR）1倍割れが常態化し、投資有価証券を差し引いた実質的な事業価値（EV）がマイナスである。EVマイナスとは、プレミアムなしで当社が買収された場合、事業がタダで手に入るうえに、お釣りが返ってくる異常値を意味する。

この極端な市場の低評価は、キャピタル・アロケーション（資本の再配分）を無視して、資本効率の悪化を招く過剰資本を放置した結果である。昨年2月に発表した経営方針である「新企業理念、中長期事業ビジョン及び『中期経営計画2022-2024』」は情緒的な観念論に終始し、定量指標は売上高と営業利益にとどまり、キャピタル・アロケーションと資本効率の議論が皆無だった。EVマイナスを放置する株主軽視の姿勢に鑑みるに、当社は自身が所属する東京証券取引所の新市場区分である「プライム市場」に相応しくないどころか、上場企業としての体をなしていないとも言える。

当社においては、キャピタル・アロケーションの明確な指針もないため、現預金、CMS及び投資有価証券などが温存されることで、株主資本がさらに膨らみ、0.7倍に過ぎないPBRが一層低下し、EVのマイナス幅が拡大する可能性が高い。企業・株主価値が毀損し続けるリスクを勘案するならば、当社の資本効率が悪化し続ける悪循環に歯止めをかけるべく、株主還元を踏み切ることこそが、少数株主保護に資する。

そこで、少なくとも100%の配当性向が必要となり、上記(1)に記載のとおり、2022年12月期の当社業績見通しの1株当たり当期純利益に相当する、1株当たり153円を株主に配当するよう提案するものである。

当社取締役会の意見

反 対 当社取締役会としては、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

医薬品事業においては、製品上市後、特許期間が終了し、後発品が発売されると売上が急速かつ大幅に低下するという特性があります。したがって、製薬企業は、継続的な新薬の創出・販売が出来なければ成長どころか存続すら危ぶまれることとなります。

当社のような研究開発機能が限定的である会社にとって、新薬獲得の有効な手段は導入です。当社は、抗HIV薬販売権返還後の事業量減少からの早期回復、昨年2月に策定した中長期事業ビジョン「VISION2030」目標（「過去最高売上高更新」「過去最高益更新を射程に入れる」）の達成、そして以降の持続的成長を確実なものとするべく、導入に向けた事業投資に従来以上に積極的に取り組んでいく考えです。開発品ラインナップの現状や開発リスク等を勘案したうえで、質・量ともに十分な導入品獲得を目指します。

導入品獲得競争は激化しており、競争がひしめく中での厳しい交渉を伴うことや、有望な導入品獲得の機会が同時期に複数発生する可能性等を考えると、十分な手元資金を持ち、機動的に拠出できることが重要な要素となります。加えて、導入後の開発に失敗のリスクが存在することや、収益化までの期間が長いことから、十分な手元資金を備えておく必要があります。

当社は、株主還元については重要経営課題の一つと認識し、従来から安定的・継続的な配当実施に努めていますが、それとともに中長期的な企業価値の向上を実現することが株主への最大の還元となるものと認識しております。かかる認識の下、手元資金を事業投資に優先的に活用し、事業投資を通じて持続的に売上・利益を成長させ、資本コストも意識した中長期的な企業価値向上を目指していきます。

導入に向けた事業投資については、その性質上、金額、時期等を事前に自社で決定することができず、具体的な計画の提示は困難ですが、キャピタル・アロケーションとしては、今後2027年までの5年間を集中的な事業投資期間と位置づけ、目安として400億円程度を導入等の事業投資に活用したいと考えております。また、通常の事業運営上の運転資金や、2027年度以降の投資余力として一定程度の手元資金が必要であることを考慮したうえで、随時導入品ラインナップの充実度合や財務状況等を定期的に評価し、適切な株主還元を実施していく考えです。

以上を踏まえ、今般、足下の業績、中長期の事業見込み、開発品の進捗、導入品の獲得状況等を総合的に勘案しつつ、安定的・継続的な配当実施と、中長期的な企業価値向上に向けた積極的な事業投資を両立できる配当水準について検討を重ねた結果、本株主総会で当社から提案する剰余金処分の議案において、2022年度期末の1株当たりの配当金を76円とすることを提案させていただく予定です。この議案が可決されれば、2022年度の通期の1株当たりの配当金は100円となり、2021年度の1株当たりの配当金48円から52円の増配となります。また、2023年度以降も、継続的かつ安定的な配当の実施を基本方針としつつ更なる株主還元の充実を図る考えであり、業績や投資の進捗等を勘案しながら中長期的なDOE（株主資本配当率）の向上に努め、将来的に同業他社と遜色のないDOE水準を目指してまいります。

一方で、本株主総会で当社から提案予定の剰余金の配当金額を大きく超過する本株主提案にかかる剰余金の処分を行うことは、医薬品事業の特性や当社の積極的な事業投資の必要性を考慮しない、短期的な視点に立脚したものと考えざるを得ず、このような提案が可決されれば導入成果の実現を困難にするリスクが憂慮されることから、結果として中長期的な企業価値向上に繋がらないと判断いたします。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

(1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数280万7300株、取得価格の総額83億5734万円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由（概要）

当社は1998年に日本たばこ産業株式会社（JT）が当社株式の過半数を取得して以来、研究開発部門をJTに移管して、販売・営業に特化した。親子間の相乗効果が見込めず、JTが2022年に発表した経営計画において当社に関する記載がほとんどないのは、買収当初の目論見が外れたためだと合理的に推定できる。

米ギリアド・サイエンシズが創製した抗HIV薬品の独占的販売権に関する契約が終了し、売上の柱も失った。顧客は医薬品に関わる情報をウェブ経由で入手しやすくなり、MR（医薬情報担当者）を擁する販売・営業事業の競争力自体が揺らいでいる。当社は新たな事業モデルを希求する局面に入ったが、ビジネス・モデルの転換に沿ったキャピタル・アロケーションに関する指針が全く示されていない。

ギリアドとの契約が終了して、400億円超の特別利益を得た2019年12月期を除く、過去10年間の平均株主資本利益率（ROE）は約3%に過ぎず、当社の企業・株主価値は毀損され続けてきた。運用資産を貯めこみ続けた挙句の果てに、EVもマイナスである。

当社の自己資本比率は2022年9月末で91%と過去最高水準にある。今後も過年度並みの利益規模が継続し、100%の配当性向を続けたとしても、過剰資本と低リターンの運用資産を抱えたままでは、株主資本コストにROEが劣後する非効率的な資本配分を是正できないうえに、EVマイナスも続く。だからこそ、過剰資本の是正が喫緊の課題となるが、仮に100%の配当性向となっても、フローの利益の上積みがなくなるだけで、過剰資本は温存される。

よって、抜本的な自社株買いが必要となるが、本業に資さない運用資産は時価総額の100%以上あるため、取得原資は十分過ぎるほどある。そこで、上記(1)に記載のとおり、時価総額の10%に相当する、株式総数280万7300株、取得価格の総額83億5734万円を限度として、当社普通株式を金銭の交付をもって取得することを提案する。

当社取締役会の意見

反対 当社取締役会としては、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

自己株式の取得については、株主還元策の選択肢の一つと認識していますが、第6号議案「剰余金の処分の件」に関する当社取締役会意見に記載のとおり、当社が置かれている事業環境の下で、将来の持続的成長を確実にするためには、新たな導入品の獲得に向けた積極的な事業投資が必要不可欠であり、そのためには十分な手元資金の確保が必要と考えております。

本株主提案にかかる大規模な自己株式の取得は、医薬品事業の特性や当社の積極的な事業投資の必要性を考慮しない、短期的な視点に立脚したものと考えざるを得ず、このような提案が可決されれば導入成果の実現を困難にする重大なリスクが憂慮されることから、結果として中長期的な企業価値向上に繋がらないと判断いたします。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第8号議案 定款一部変更（代表権を有する取締役報酬の開示）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(新設)	(取締役の報酬等) 第25条 (省略) ② <u>代表権を有する取締役の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する。</u>

(2) 提案の理由（概要）

JTの上場子会社となった1998年以来、当社はJT出身者をトップとして受け入れ続けたが、松尾紀彦氏、高木正一郎氏、松田剛一氏などJTから天下ってきた代表取締役社長らは、医薬品事業そのものに関する豊富な知見を有しているようには見受けられない。「天下り」はキャピタル・アロケーションを無視し、PBRの1倍割れやEVマイナスを放置してきた。一方で、JTの指名権の内容や、医薬品事業の専門家ではないJT出身者をあえて選任した理由等も非開示である。

当社の2022年3月29日付けのコーポレート・ガバナンスに関する報告書によれば、取締役の報酬については、「外部機関による報酬調査などの客観的なデータや当社社員の報酬水準とのバランス等を考慮し報酬水準を決定するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとなるよう月額報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬の割合について決定します」とあり、業務執行取締役の報酬は、「役位別に月額報酬と賞与で構成します。賞与は、個人評価に連動する部分と、業績に連動する部分で構成します」とし、「当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）は譲渡制限付株式報酬制度の対象とします」とする。

コーポレートガバナンス・コードは、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。」と定めるが（2021年6月版 補充原則4-2① [16頁]）、当社においては、PBRの1倍割れとEVマイナスの恒常化に鑑みると、当社の報酬体系は少数株主の利益を実現するインセンティブとはなっていない可能性が高いため、「天下り」である代表権を有する取締役の個別報酬の開示が必要である。

当社取締役会の意見

反 対 当社取締役会としては、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

当社の代表取締役を含む取締役の個人別の各報酬の内容については、取締役会において決定方針（以下、「本決定方針」といいます。）を定めており、本決定方針等に従い、以下のとおり、適切なプロセスを経て決定されます。なお、当社は、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しており、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するための仕組みを形成しております。

- 取締役の報酬については、役位別に報酬額を定めておりますが、報酬水準の決定に当たっては、外部機関による報酬調査などの客観的なデータや当社社員の報酬水準とのバランス等を考慮しております。
- 業務執行取締役の報酬は、役位別に構成する月額報酬と賞与、及び譲渡制限付株式報酬から構成されますが、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとなるよう月額報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬の割合について決定を行います。
- 業務執行取締役の賞与については、個人評価反映部分と、業績に連動する部分で構成することとしています。
- 月額報酬額及び賞与額は、本決定方針等に基づき、2007年6月21日開催の第115回定時株主総会で承認された報酬額の範囲内で、個人別に決定することとし、その具体的な金額及び支給時期については代表取締役社長である松田剛一に一任されますが、当該決定が適切に行われるよう、事前に独立社外取締役に各報酬額を説明し、承認を得ることとしております。
- 譲渡制限付株式報酬については、2018年3月28日開催の第126回定時株主総会で承認された内容に基づき、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分を取締役会において決定することとされております。そして、当社取締役会は、独立社外取締役が過半数を占め、また、独立社外取締役は、譲渡制限付株式報酬の支給対象とはならないことから、譲渡制限付株式報酬の各対象取締役への具体的な支給時期及び配分の決定に当たっては、独立社外取締役を含む取締役会によって、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブという観点から適正な判断がなされる仕組みを確保しております。

また、当社は、法令に従い、事業報告及び有価証券報告書において、本決定方針の概要や役員区分ごとの報酬総額、譲渡制限付株式報酬を含む種類別の報酬総額の開示を含む取締役報酬に関する適切な開示を行っていることから、株主及び株式市場が当社の代表取締役のパフォーマンス及びコーポレートガバナンスの体制を適切に評価するために必要十分な情報を開示しているものと考えております。

本議案は、代表権を有する取締役の報酬について個別に報酬額等を開示する旨の規定を定款に新設することを求めるものですが、かかる内容はそもそも会社の根本規則である定款の規定になじまないうえ、当社においては上記のとおり適切なプロセスを経て取締役の報酬額が決定されており、また、法令に従い取締役報酬に関する適切な開示を行っていることに鑑みても、不相当であると考えております。

なお、当社の取締役は適正かつ透明なプロセスで選任されています。具体的には、代表取締役が、取締役としての職務を適切に遂行することが可能な能力・見識を有し、かつ人格に優れた人物を選定し、取締役候補者案を策定のうえ、取締役会への付議前に、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、最終的には独立社外取締役が過半数を占める取締役会の決議により決定します。したがって、当社の役員の一部に日本たばこ産業株式会社の出身者が就任していることをもって「天下り」とする本提案株主の主張は不適当なものです。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(新設)	<p>第8章 <u>CMSを通じた資金運用の検討結果の開示</u></p> <p><u>(CMSを通じた資金運用の検討結果の開示)</u></p> <p>第40条 当社は、<u>キャッシュマネジメントシステム (CMS) を通じた資金運用の必要性等</u>について取締役会で検討を行い、<u>当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、その検討結果を具体的に開示するものとする。</u></p>

(2) 提案の理由（概要）

当社は親会社の「貯金箱」であってはならない。だが、当社は、2022年9月30日時点で、時価総額の約2割に及ぶ141億円もの金額を親会社がグループの資金を集中管理するCMS経由でJTに預託している。米ギリアド・サイエンシズが製造する抗HIV薬品の独占的販売権に関する契約が終了したため、当社では2019年に400億円を超える金銭を得て運用資産が膨らんだが、運用状況から判断すると、CMSの存在は、キャピタル・アロケーションの観点から、この膨大なキャッシュを適切に活用する機会を当社が無為に戻上する役割を果たしており、当社のPBR1倍割れやEVマイナスといった株価・財務指標が大幅にディスカウントされる状態が長期化している元凶の一つである。CMSのリターンは当社の資本コストが下回っている公算が大きいですが、当社は資本コストも開示していない。

そもそも、当社は、このような多額のキャッシュをJTに提供していることの意義や必要性について、少数株主保護の観点から十分な説明を行っていない。CMSは子会社の少数株主の利益を害する可能性のある取引と指摘されてきた（会社法制部会第20回会議 2012年5月開催）。経済産業省の第13回コーポレート・ガバナンス・システム研究会（2019年1月開催）も、「上場子会社において利益相反が生じうる具体的な場面」（資料4）の一例として、CMSを指弾する。

CMSが子会社の少数株主の利益を害する可能性があるからこそ、東京証券取引が公表する「支配株主及び実質的な支配力を持つ株主を有する上場会社における少数株主保護の在り方等に関する中間整理」でも、「支配株主の企業グループのキャッシュマネジメントシステムを通じた貸付金や預け金など、支配株主・支配的な株主を有する上場会社と投資者との間でその意義に関する認識が異なりうる取引などについても、上場会社による情報開示の充実が重要」（8頁注14）とする。

よって、CMSを通じた資金運用の必要性等について取締役会で検討を行い、その検討結果を具体的に開示すべきである。

当社取締役会の意見

反対 当社取締役会としては、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

当社としては、親子間取引を巡るガバナンス強化に向けた昨今の議論に鑑み、資金決済口座としての利用目的のために必要な額までCMSを通じた資金運用額を削減していく方針の下、2022年12月31日時点での当社CMSの残高額は11,217百万円であり、2021年12月31日時点での23,362百万円から約52%削減しております。また、2023年度末までには、CMSの資金決済口座としての用途に照らし、CMSを利用することのメリット（支払手数料の軽減、有利な為替レートでの為替予約等）も勘案の上、必要となる限度で更なる残高額の減少を予定しています。

また、従前から、CMSを含む当社の資金の運用状況等は随時取締役会において確認しており、かつ、CMSを含む親会社との取引については、法令に従い、事業報告及び有価証券報告書等で適切に開示を行っております。今後も、CMSを当社の資金決済口座として利用する方針に照らし、その利用状況等について取締役会において定期的に確認を行うとともに、親会社との取引として法令に従い適切に開示を行ってまいります。

本議案は、経営にかかる個別の事項である手元資金の運用の検討結果を開示する旨の規定を定款に新設することを求めるものですが、かかる内容は、そもそも会社の根本規則である定款の規定になじまないうえ、当社においては上記のとおり、目的を明確にしたうえでCMSの適切な利用を行っており、また、その利用状況について独立社外取締役が過半数を占める取締役会において確認するとともに、法令に従い適切な開示を行っていることに鑑みても、不適當であると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以上

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度の医薬品業界を取り巻く事業環境は、研究開発の高度化・難化による投資リスクが増大する中で、ウクライナ情勢の長期化に伴う資源・原材料価格の高騰、急激な円安進行に伴う物価上昇に加え、薬価制度の抜本改革（毎年薬価改定等）、情報提供活動の変化等の急速な変化により大変厳しいものとなりました。また、引き続き新型コロナウイルス感染症による患者様の医療機関への受診抑制傾向、医薬情報担当者（MR）の医療機関への訪問自粛等、事業活動に一定の影響を受けました。

このような状況の下、当社では、新企業理念、中長期事業ビジョン「VISION2030」及び「中期経営計画2022-2024」*を策定し、中長期事業ビジョンの実現に向けて、成長戦略の各施策とステークホルダーからの信頼維持策に取り組んでまいりました。

※「中期経営計画2022-2024」2022年度の進捗状況につきましては、「(5) 対処すべき課題」に記載しております。

当事業年度の経営成績につきましては、以下のとおりです。

区 分	第130期 2021年度	第131期 2022年度 (当事業年度)	増 減 額	増 減 率
売 上 高 (百万円)	46,987	48,896	—	—
営 業 利 益 (百万円)	4,656	5,540	884	19.0%
経 常 利 益 (百万円)	4,847	5,537	689	14.2%
当 期 純 利 益 (百万円)	3,374	3,944	569	16.9%

(注) 当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当該会計基準等を適用した後の数値となっているため、売上高の増減額、増減率は記載しておりません。

当社は、当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。このため、比較対象となる前事業年度の収益認識基準が異なることから、当事業年度の経営成績については、売上高、費用面に関しては前事業年度と比較しての増減額及び増減率（%）は記載しておりません。なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用による営業利益、経常利益及び当期純利益への影響はありません。

(売上高)

売上高は、「収益認識に関する会計基準」等の適用及び薬価改定による減少があったものの、アレルギー領域、皮膚疾患領域における販売数量の伸長等により、48,896百万円（前事業年度は46,987百万円）となりました。

各フランチャイズ領域における主要な製品・商品の販売状況につきましては、以下のとおりです。

- ・腎・透析領域におきましては、「リオナ錠（高リン血症治療剤，鉄欠乏性貧血治療剤）」が6,939百万円（前事業年度は6,863百万円）となり、「レミッチ（透析患者における経口そう痒症改善剤）」は後発品の影響に加えて薬価改定もあり3,536百万円（前事業年度は5,058百万円）となりました。
- ・皮膚疾患領域におきましては、「コレクチム軟膏（外用JAK阻害剤）」が小児向け処方を含む販売数量の伸長により5,469百万円（前事業年度は4,025百万円）となりました。なお、「アンテベート（外用副腎皮質ホルモン剤）」は薬価改定の影響により3,995百万円（前事業年度は4,825百万円）となりました。
- ・アレルギー領域におきましては、アレルギー免疫療法のさらなる普及により「シダキュア スギ花粉舌下錠（アレルギー免疫療法薬）」は9,608百万円（前事業年度は8,325百万円）となり、「ミティキュア ダニ舌下錠（アレルギー免疫療法薬）」は8,694百万円（前事業年度は7,386百万円）となりました。

(売上原価，販売費及び一般管理費)

費用面におきましては、売上原価は販売数量が伸長したほか、継続的な円安進行による製造原価の増加等により25,516百万円（前事業年度は22,649百万円）となり、販売費及び一般管理費は研究開発費が増加しましたが、「収益認識に関する会計基準」等の適用による減少により、17,839百万円（前事業年度は19,682百万円）となりました。

(営業利益，経常利益，当期純利益)

以上の結果、営業利益は5,540百万円と前事業年度に比べ884百万円（19.0%）、経常利益は継続的な円安進行による仕入債務等に係る為替差損の増加、製造委託契約の解約違約金を営業外費用に計上したこと等により5,537百万円と前事業年度に比べ689百万円（14.2%）、当期純利益は政策保有株式の縮減に伴う投資有価証券売却益を特別利益に計上したこと等により3,944百万円と前事業年度に比べ569百万円（16.9%）それぞれ増加しました。

前事業年度に引き続き新型コロナウイルス感染症による患者様の医療機関への受診抑制傾向、医薬情報担当者（MR）の医療機関への訪問自粛等、事業活動に一定の影響が生じておりますが、ITを活用した適正使用情報提供活動の拡充等により対応しております。なお、当事業年度の業績への影響は軽微です。

(2) 研究開発・導入活動

当社は、親会社である日本たばこ産業株式会社（以下、「JT」）と医薬事業の研究開発に係る機能分担を行っており、新規化合物の研究開発機能はJTに集中しております。また、当社は、JTと連携して新規導入品の探索及び開発も実施しております。

当事業年度の研究開発費の総額は1,661百万円です。

なお、研究（共同）開発・導入活動の主な進捗及び成果につきましては、以下のとおりです。

(皮膚疾患領域)

アリル炭化水素受容体 (AhR) モジュレーター「JTE-061」(一般名：tapinarof)

- ・JTと日本国内における共同開発及び販売に関する契約を締結した「JTE-061」につきまして、2022年7月、日本国内で実施中の第Ⅲ相臨床試験のうち、アトピー性皮膚炎患者を対象とした比較試験の速報結果を得ました。得られた速報結果では、有効性の主要評価項目について基剤に対する「JTE-061」の優越性が確認されました。また、安全性及び忍容性に関して、特に大きな問題は認められませんでした。今後、本試験と並行して実施中の他の臨床試験の成績等をもとに、日本国内における製造販売承認申請を目指します。
- ・「JTE-061」につきまして、2022年9月、日本国内で実施中の第Ⅲ相臨床試験のうち、尋常性乾癬患者を対象とした比較試験の速報結果を得ました。得られた速報結果では、有効性の主要評価項目について基剤に対する「JTE-061」の優越性が確認されました。また、安全性及び忍容性に関して、特に大きな問題は認められませんでした。今後、本試験と並行して実施中の他の臨床試験の成績等をもとに、日本国内における製造販売承認申請を目指します。

皮膚疾患治療薬「TO-208」(Verrica Pharmaceuticals Inc. 開発番号：VP-102)

- ・Verrica Pharmaceuticals Inc.と日本国内における独占的開発・商業化権に関するライセンス契約を締結した「TO-208」につきまして、2022年7月、伝染性軟属腫を適応症とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験を開始しております。

尋常性ざ瘡治療薬「NAC-GED-0507」

- ・2023年1月、当社は、Nogra Pharma Limited（以下、「Nogra社」）と、Nogra社が開発を進めてきた「NAC-GED-0507」について、尋常性ざ瘡を対象とした日本国内における独占的開発・商業化権に関するライセンス契約を締結しました。本契約の締結により、日本国内における「NAC-GED-0507」の開発及び上市後の販売・プロモーション活動については当社が独占的に行うこととなります。

外用JAK阻害剤「コレクチム軟膏」(一般名：デルゴシチニブ、開発番号：JTE-052)

- ・JTと日本国内における共同開発及び販売に関する契約を締結した「コレクチム軟膏」につきまして、2023年1月、乳幼児アトピー性皮膚炎患者を対象とした第Ⅲ相臨床試験の結果を反映し、添付文書を改訂しております。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度において、総額で662百万円の設備投資を行いました。

有形固定資産に係る設備投資は504百万円であり、主な内容は生産能力の維持向上を目的とする委託先の製造設備への投資です。また、無形固定資産に係る投資は158百万円であり、主な内容は業務の効率化等を目的とするソフトウェアへの投資です。

(4) 資金調達の状況

当事業年度において、増資又は社債の発行等による資金調達は行っておりません。

(5) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

<企業理念>

当社は、長い歴史の中で培ってきた企業風土や各ステークホルダーからの信頼を受け継ぎつつ、将来へ向けても変わらない当社の志を「鳥居薬品の志」と定め、企業理念としております。

また、当社従業員が中心となり策定した「TORII's POLICY」を「鳥居薬品の志」の実現のために大切にす価値観として位置づけるとともに、各ステークホルダーへの責任をバランスよく果たし、満足の総和を高めていくことを表す「4Sモデル」を経営の基本的考え方と位置づけ、「鳥居薬品の志」の実現に向けて取り組んでおります。

1) 企業理念：鳥居薬品の志

患者さんとそのご家族や医療に携わる方々に誠実に向き合い、
患者さんの健康回復と、病に縛られない豊かで笑顔多い人生に貢献する

長い歴史の中で培った皆様からの信頼を受け継ぎながら、
時代や環境に合わせて柔軟に変革・進化し、
私たちだからこそ出来る医療への貢献に挑戦し続ける

2) 大切にしている価値観：TORII's POLICY

- ・つながる“ひと”すべてを大切に
- ・誠実・まじめがトリイのトリエ
- ・全員当事者 脱・評論家
- ・新しいことでもおそれずにやってみよう
- ・すべての経験を糧に、私たちは成長し続ける

3) 経営の基本的考え方：4Sモデル

私たちは、高品質の事業活動によって生み出される資金を循環／拡大することを通じて、お客様、株主、社会、社員の四者に対する責任をバランス良く果たし、満足の総和を高めていきます。

CS (Customer Satisfaction)：お客様に対する責任

より良い薬、正しい情報を医療関係者を通じて患者さんに提供することにより、人々のQOL (Quality Of Life) 向上に貢献するように努めます。

IS (Investor Satisfaction)：株主に対する責任

適時適切に会社情報を開示するとともに、適正な利潤の還元と企業価値の増大を図るように努めます。

SS (Social Satisfaction)：社会に対する責任

高度な倫理観を保持し、社会要請に応じた事業活動を通じて、より良き企業市民となるように努めます。

ES (Employee Satisfaction)：社員に対する責任

個々人を尊重し、成長の機会を均等に与え、公正な評価に基づく処遇を推進することにより、働きがいを実感できるように努めます。

<中長期事業ビジョン「VISION2030」>

当社は、企業理念である「鳥居薬品の志」を実現するために、2030年に向けて当社が目指す姿として「VISION2030」を策定しております。

【中長期事業ビジョン：VISION2030】

医療ニーズを深く理解し、その充足のために
高い専門性と機動力を持って
関係する皆様との共創を最適な形で進め、
価値ある新薬を見いだし届ける
存在感のある製薬企業

「VISION2030」のターゲットである2030年には、計数面では以下の姿を目指します。

- ・過去最高の売上高^{※1}を更新する
- ・過去最高益^{※2}更新を射程に入れる

※1：641億円（2017年12月期）

※2：営業利益 133億円（2001年3月期）

これら「VISION2030」の実現と、以降の持続的成長を確実なものとするべく、導入に向けた事業投資に従来以上に積極的に取り組むとともに、製品の価値を正しく医療関係者や患者さんに伝えるための社内体制整備や能力向上に取り組んでいく考えです。

以上のことから、以下2点を事業戦略とし、これに基づき中期経営計画の各施策を実施しております。

- 1) 導入活動の強化
- 2) 製品価値最大化のための仕組み作り

② 中期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

<「中期経営計画2022-2024」2022年度の進捗状況>

当社は、2022年度から2024年度までの3ヶ年を対象期間とする「中期経営計画2022-2024」を策定し、中長期事業ビジョン「VISION2030」の実現に向けて、成長戦略の各施策とステークホルダーからの信頼維持策に取り組んでおります。進捗状況は、以下のとおりです。

計数指標の進捗状況

2022年度 当初計画	2022年度 実績	増減額	VISION2030の 目指す姿	
売上高	売上高	+6億円		過去最高の売上高 ^{※2} を更新する
482億円	488億円			
営業利益 (研究開発費控除前) ^{※1}	営業利益 (研究開発費控除前) ^{※1}	+4億円		過去最高益 ^{※3} 更新を射程に入れる
67億円	72億円			

※1：研究開発費は、中長期的な成長に向けた積極的な事業投資により大きく変動する等、現時点において見通すことが困難であるため、利益面における指標は、研究開発費を控除する前の営業利益を計数指標としております。

※2：641億円（2017年12月期）

※3：営業利益 133億円（2001年3月期）

研究開発の高度化・難化による投資リスクの増大、薬価制度の抜本改革（毎年薬価改定等）、情報提供活動の変化等、医薬品業界を取り巻く事業環境の急速な変化の中、「中期経営計画2022-2024」において計画していた各諸施策を着実に遂行し、成長期新薬の普及・育成・価値最大化の取り組みの結果、引き続き新型コロナウイルス感染症による患者様の医療機関への受診抑制傾向、医薬情報担当者（MR）の医療機関への訪問自粛等、事業活動に一定の影響を受けたものの、売上高は488億円、営業利益（研究開発費控除前）は72億円と当初計画を上回ることができました。

また、新薬開発の推進（JTE-061, TO-208）が計画通り進捗する等、中長期事業ビジョン「VISION2030」目標の達成、そして以降の持続的成長に向けた各施策についても着実に取り組んでおります。

主要施策の主なトピック（2023年2月10日時点）

- 成長期新薬の普及・育成・価値最大化
（エナロイ、リオナ、コレクチム、シダキュア、ミティキュア、オラデオ）
 - 各製品とも着実な伸長（対前年比売上増）
 - コレクチム：利便性向上，対象患者さんの拡大による価値向上
 - ✓ 「コレクチム軟膏0.5%」10gチューブ発売（2022年7月）
 - ✓ 「コレクチム軟膏」添付文書改訂（乳幼児アトピー性皮膚炎患者を対象とした国内における第Ⅲ相臨床試験結果を反映）（2023年1月）
- 新薬開発の推進（JTE-061，TO-208）
 - 各開発品とも順調な開発進捗
 - ✓ 「JTE-061」アトピー性皮膚炎患者対象の国内第Ⅲ相臨床試験の速報結果公表（2022年7月）
 - ✓ 「JTE-061」尋常性乾癬患者対象の国内第Ⅲ相臨床試験の速報結果公表（2022年9月）
 - ✓ 「TO-208」伝染性軟属腫を適応症とした国内における第Ⅲ相臨床試験開始（2022年7月）
- 導入体制の強化
 - 積極的な導入活動を通じ，新たに1件の導入品獲得
 - ✓ Nogra社の尋常性ざ瘡治療薬（NAC-GED-0507）国内でのライセンス導入契約締結（2023年1月）
- コーポレートガバナンスの強化
 - 社内外環境やステークホルダーからの期待等も踏まえ，下記取り組み・施策を実施
 - ✓ サステナビリティへの取り組み（基本方針策定，マテリアリティの特定）
 - ✓ 取締役の任期短縮（2年→1年）（2023年3月株主総会付議議案）

<「中期経営計画2023-2025」の概要>

1) 「中期経営計画2023-2025」の策定

当社は，中長期事業ビジョン「VISION2030」の達成に向け，2023年度から2025年度を対象期間とする「中期経営計画2023-2025」を策定しました。「VISION2030」の実現に向けて，前中期経営計画に引き続き成長戦略の各施策とステークホルダーからの信頼維持策に取り組んでまいります。

2) 「中期経営計画2023-2025」 主要施策

(1) 成長戦略	(2) ステークホルダーからの信頼維持
1. 成長期新薬の普及・育成・価値最大化 (エナロイ, リオナ, コレクチム, シダキ キュア, ミティキュア, オラデオ) 2. 新薬開発の推進 (JTE-061, TO-208) 3. 導入体制の強化 4. 経営戦略に沿った人事制度等の整備と 働き方改革 5. 企業風土改革	1. 安定供給体制の整備・強化 2. 薬事規制の遵守と品質保証 3. コンプライアンスの強化 4. コーポレートガバナンスの強化 5. サステナビリティへの取り組み (新規)

3) 計数指標

「VISION2030」の目指す姿の実現に向け、「中期経営計画2023-2025」の計数指標としては、引き続き売上高及び研究開発費控除前の営業利益を設定します。

2023年度 予想	➤	2025年度 ガイダンス ^{※2}	➤	VISION2030の 目指す姿
売上高		売上高		過去最高の売上高 ^{※3} を更新する
509億円		540~570億円		
営業利益 (研究開発費控除前) ^{※1}		営業利益 (研究開発費控除前) ^{※1}		過去最高益 ^{※4} 更新を射程に入れる
76億円		90~100億円		

※1：研究開発費は、中長期的な成長に向けた積極的な事業投資により大きく変動する等、現時点において見通すことが困難であるため、利益面における指標は、研究開発費を控除する前の営業利益を計数指標としております。

※2：現時点での会社としての概算額を示す参考値であり、達成を目指す目標として位置づけるものではありません。

※3：641億円 (2017年12月期)

※4：営業利益 133億円 (2001年3月期)

③ 将来の成長へ向けた投資と株主還元について

当社は、株主の皆様への適正な利潤の還元を経営の重要課題の一つと認識し、剰余金の配当につきましては、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

この度、将来の事業成長を目指した中長期的な視野に立った投資や財務の状況等を勘案したうえで、株主還元の充実を図ることとし、2022年度の配当につきましては、1株当たり年間100円といたします。

また、2023年度の配当につきましても、上記方針・考え方の下、1株当たり年間100円の配当を実施する予定です。

なお、株主還元につきましては、引き続き継続的かつ安定的な配当の実施を基本方針としつつ更なる充実を図る考えであり、今後、業績や投資の進捗等を勘案しながら中長期的なDOE（株主資本配当率）の向上に努め、将来的に同業他社と遜色のないDOE水準を目指してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第128期 2019年度	第129期 2020年度	第130期 2021年度	第131期 2022年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	42,998	41,700	46,987	48,896
当 期 純 利 益 (百万円)	27,367	3,495	3,374	3,944
1株当たり当期純利益(円)	974.98	124.47	120.13	140.39
総 資 産 額 (百万円)	139,943	126,026	130,810	133,689
純 資 産 額 (百万円)	113,125	115,091	117,015	119,224
1株当たり純資産額(円)	4,029.30	4,097.55	4,165.38	4,243.08

(注) 当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はJTです。JTは当社の株式15,398.8千株（議決権比率54.9%）を保有しております。

なお、当社はJTの医療用医薬品の仕入販売を行っております。また、当社は、JTと医薬事業に関し機能分担を行っており、新規化合物の研究開発機能はJTに集中し、製造・販売機能は当社が担っております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

③ 親会社との間の取引に関する事項

親会社との主な取引として医薬品の仕入等があります。当該取引を行う際におきましては、他社との取引と同様に、適正な価格水準、取引条件により行っており、品目毎に契約を締結しております。なお、当該契約は、環境の変化に応じて適宜適切にこれを見直しております。

金銭の貸借等につきましては、資金決済等の手段として、手数料等を勘案のうえ有利な取引先の一つとして、当社独自の判断で活用しております。

なお、親会社との重要な取引に係る決定を行う場合には、必要に応じて外部の有識者から見解を入手したうえ、親会社と利害関係を有しない社外役員に意見を求める等の措置を講ずることとしております。

これらの取引は、取締役会等が当社の社内規程に基づき、当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性について問題はないものと考えております。

(8) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

医薬品の製造、販売

(9) 主要な事業所 (2022年12月31日現在)

本 社	東京都中央区
支 社	北海道東北支社 (宮城県仙台市)、関東信越支社 (埼玉県さいたま市)、南首都圏支社 (東京都中央区)、中部支社 (愛知県名古屋市)、関西支社 (大阪府大阪市)、中四国支社 (広島県広島市)、九州支社 (福岡県福岡市)

(10) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減
563名	3名増

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数です。

(11) 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

該当事項はありません。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 54,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,800,000株(自己株式701,362株を含む)
- (3) 株主数 3,913名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本たばこ産業株式会社	15,398,800株	54.80%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,037,700株	7.25%
立花証券株式会社	965,800株	3.43%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	793,900株	2.82%
J E F F E R I E S L L C - S P E C C U S T A C F B O C U S T O M E R	560,000株	1.99%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	327,834株	1.16%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	327,700株	1.16%
B N P P A R I B A S L O N D O N B R A N C H F O R P R I M E B R O K E R A G E C L E A R A N C E A C C F O R T H I R D P A R T Y	300,700株	1.07%
B N Y M S A / N V F O R B N Y M F O R B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T S M L S C B R D	290,767株	1.03%
鳥居薬品従業員持株会	231,004株	0.82%

- (注) 1. 当社は、自己株式を701,362株保有しておりますが、上表には含めておりません。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数(28,098,638株)を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 株主名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の状況は次のとおりです。

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役除く)	2,808	1

(注) 上記の株式は、当社の譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年12月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
松 田 剛 一	代表取締役社長	
鳥 養 雅 夫	取締役	弁護士（桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー）
福 岡 敏 夫	取締役	税理士（福岡敏夫税理士事務所代表） 富士古河 E & C 株式会社社外監査役
山 本 賢	常勤監査役	
出 雲 栄 一	監査役	公認会計士（出雲公認会計士事務所代表） 株式会社ベネッセホールディングス社外監査役 レーザーテック株式会社社外監査役
松 村 卓 治	監査役	弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー） 株式会社プロライフグループ社外監査役 株式会社文化放送監査役

- (注) 1. 取締役 鳥養雅夫及び福岡敏夫は、社外取締役です。
 2. 監査役 出雲栄一及び松村卓治は、社外監査役です。
 3. 監査役 山本賢は、当社で経理業務を中心とした業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
 4. 監査役 出雲栄一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
 5. 取締役 鳥養雅夫及び福岡敏夫並びに監査役 出雲栄一及び松村卓治は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 6. 監査役 松村卓治は、2022年6月22日付で株式会社文化放送の監査役に就任しております。
 7. 当社は、業務執行における意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入しており、2022年12月31日現在の執行役員は以下のとおりです。

氏名	地位	担当
掛 江 敦 之	常務執行役員	価値創造グループリーダー (兼) 事業開発部長
藤 原 勝 伸	常務執行役員	医薬営業グループリーダー
近 藤 紳 雅	常務執行役員	企画・支援グループリーダー
角 南 正 記	執行役員	生産グループリーダー
西 野 範 昭	執行役員	信頼性保証グループリーダー

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 鳥養雅夫及び福岡敏夫並びに監査役 山本賢、出雲栄一及び松村卓治との間で、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害（被保険者の業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を指します。）を当該保険により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由があるほか、一定の免責金額が定められております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」）を定めております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、取締役の月額報酬額及び業績等に基づく賞与額を取締役会から委任を受けた代表取締役社長である松田剛一が、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬を取締役会がそれぞれ決定しております。取締役会としては、以下の決定方針の概要に記載の手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の概要は以下のとおりです。

<取締役の報酬について>

- ・取締役の報酬については、外部機関による報酬調査などの客観的なデータや当社社員の報酬水準とのバランス等を考慮し、報酬水準の決定を行います。また、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとなるよう月額報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬の割合について決定を行います。
- ・業務執行取締役の報酬は、役位別に月額報酬と賞与で構成します。
- ・当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）は譲渡制限付株式報酬制度の対象とします。
- ・非業務執行取締役の報酬は、業務執行からの独立性を確保する観点から役位別の月額報酬のみとします。

<業務執行取締役の賞与について>

- ・賞与は、個人評価反映部分（月額報酬を基準額とし2を乗じ、個人評価の結果により±1）と、毎年の業績連動部分（月額報酬を基準額とし2を乗じ、業績の達成度により±2）で構成します。
- ・毎年の業績連動部分の指標は、以下の理由により、売上高及び研究開発費控除前の営業利益とします。
 - *売上高、営業利益は、業績結果が直接反映される経営指標であるとともに、「VISION2030」のターゲットである「過去最高の売上高を更新」、「過去最高益更新を射程に入れる」と連動していること
 - *研究開発費控除前の営業利益は、「中期経営計画2022-2024」で掲げている指標と連動していること
- ・賞与計算式については、以下のとおりとします。
基本部分（役位別月額報酬に基づく賞与基準額×個人評価結果に基づく係数（1～3））+業績連動部分（役位別月額報酬に基づく賞与基準額×事業年度の売上高計画に対する当該事業年度終了後の達成率に応じた係数（0～2））+役位別月額報酬に基づく賞与基準額×事業年度の研究開発費控除前の営業利益（計画）に対する当該事業年度終了後の達成率に応じた係数（0～2）

<取締役の個人別の報酬等の具体的な金額の決定方法について>

取締役の月額報酬額及び業績等に基づく賞与額については、2007年6月21日開催の第115回定時株主総会で承認された報酬額の範囲内で、上述の決定方針等に基づき、個人別に決定することとし、その具体的な金額及び支給時期については、当社社員の報酬水準とのバランス等を考慮する必要があること、代表取締役社長が業務執行取締役及び執行役員の個人評価を行うことから代表取締役社長である松田剛一に一任することとします。なお、当該決定が適切に行われるよう、事前に独立社外取締役に説明し、承認を得ることとします。

<取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の決定方法について>

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬については、2018年3月28日開催の第126回定時株主総会で承認された内容に基づき、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分を取締役会において決定します。

なお、当該譲渡制限付株式報酬は、取締役会決議に基づいて支給される譲渡制限付株式に係る金銭債権の全部を現物出資財産として払込むことにより、当社の普通株式を付与するものです。譲渡制限期間は、3年間から20年間までの間で取締役会が予め定める期間であり、退任等（正当な理由がある場合を除く）、一定の事由に該当した場合は、付与した株式を当社が無償で取得します。

② 監査役の報酬について

監査役の報酬は、常勤・非常勤別に月額報酬のみとし、監査役の協議により決定します。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の賞与を含めた報酬額については、2007年6月21日開催の第115回定時株主総会での決議により、年額300百万円以内となっております。なお、決議当時の対象取締役は5名となります。また、これとは別枠で、2018年3月28日開催の第126回定時株主総会での決議により、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は年額66百万円以内となっております。なお、決議当時の対象取締役は8名となります。

監査役の報酬額については、2007年6月21日開催の第115回定時株主総会での決議により、年額72百万円以内となっております。なお、決議当時の対象監査役は4名となります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等 (賞与)	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
取締役 (社外取締役除く)	59	37	12	8	1
社外取締役	24	24	—	—	2
計	83	61	12	8	3
監査役 (社外監査役除く)	22	22	—	—	1
社外監査役	21	21	—	—	2
計	44	44	—	—	3

(注) 1. 業績連動報酬等（賞与）の当事業年度における業績連動部分の指標の目標と実績は、以下のとおりです。なお、当事業年度における業績連動部分の指標の目標は、売上高、研究開発費控除前の営業利益の期初計画を指しております。

評価指標	評価基準	評価割合 (%)	目標 (億円)	実績 (億円)
売上高	売上高の目標に対する当事業年度終了後の達成度 (437億円未満～527億円以上)	50.0	482	488
研究開発費控除前の営業利益	研究開発費控除前の営業利益の目標に対する当事業年度終了後の達成度 (45.3億円未満～90.3億円以上)	50.0	67.8	72.0

2. 非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の額は、譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当事業年度の費用計上額です。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係
記載すべきものではありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
記載すべきものではありません。
- ③ 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	鳥 養 雅 夫	当事業年度の取締役会には、9回中9回出席し、主に弁護士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行うことにより、社外取締役として経営の監督の役割を適切に果たしております。
取 締 役	福 岡 敏 夫	当事業年度の取締役会には、9回中9回出席し、主に国税職員及び税理士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行うことにより、社外取締役として経営の監督の役割を適切に果たしております。
監 査 役	出 雲 栄 一	当事業年度の取締役会には、9回中9回出席し、また、監査役会には、14回中14回出席し、主に公認会計士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行っております。
監 査 役	松 村 卓 治	当事業年度の取締役会には、9回中9回出席し、また、監査役会には、14回中14回出席し、主に弁護士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行っております。

- ④ 親会社又は親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額
記載すべきものではありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 38百万円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 38百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められるときや、当社にとってより適切な監査体制の整備が必要と判断されるときには、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定の内容の概要

- ・当社におけるコーポレートガバナンスとは、企業理念である「鳥居薬品の志」及び経営の基本的考え方である「4Sモデル」の下、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、経営環境の変化に迅速かつ適切に対処し、公正かつ透明な経営を実行するための仕組みのことであります。
- ・当社は、コーポレートガバナンスの充実が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと認識しております。
- ・当社は、親会社である日本たばこ産業株式会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、上場企業としての経営の自主性・独立性を確保します。
- ・当社は、上記考え方に基づき、実効性のあるガバナンス体制の構築の観点から、内部統制システムの構築に関する基本方針の運用・整備に努めるものとします。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制<コンプライアンス体制>

当社は、コンプライアンスの推進を重要な経営課題の一つとして認識し、その実効性を高めるため、コンプライアンス体制に関する規則を整備し、取締役会に直結する機関として、取締役及びグループリーダーで構成し監査役も出席するコンプライアンス委員会（委員長は社長）を設置し、また、全社に関するコンプライアンス推進活動を所管するコンプライアンス推進部を設置します。

- ・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進状況等を把握し、コンプライアンスの推進に関する重要事項を審議・決定しますが、重大なコンプライアンス違反又はそのおそれがあると認められる行為に対する所要の措置等については取締役会に上程します。
- ・コンプライアンス推進部は、法令等の遵守を徹底するほか、取締役及び使用人が共有すべき価値観、倫理観及び遵守すべき規準を記載した指針等を作成・配付のうえ積極的かつ継続的に教育・啓発活動を行います。

- ・法令違反等の事実又はそのおそれを早期に認識するため、社内及び社外に通報窓口等を設置し、通報があった場合には調査を行い、必要な措置を講じます。

<財務報告の信頼性を確保するための体制>

金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を構築します。なお、監査部と財務報告に係る内部統制所管部門は、会計監査人と協議のうえ年間計画等を作成し、進捗管理を行うことで連携を図ります。

<内部監査体制>

内部監査については、監査部が所管し、社長直属の組織として客観的な観点から、重要性及びリスクを考慮して、経営活動全般にわたる管理・運営の制度及び業務執行状況を検討評価し、社長に対して、その結果に基づく情報の提供並びに改善等の提言を行います。また、監査部は、内部監査計画・実績の共有や意見交換の場等を通じて、会計監査人及び取締役（独立社外取締役を含む）との連携を行います。

<適時開示体制>

金融商品取引法等の規定に基づく情報開示については、原則として、経営企画部が所管し、取締役会又は社長若しくは情報統括管理責任者（企画・支援グループリーダー）の承認を得て公表を行います。

<独立社外取締役のみの会合等>

独立社外取締役は、情報交換・認識共有を図るため、独立社外取締役のみの会合を行うとともに、取締役会以外の場で、その他取締役との意見交換等を行います。

<会計監査人との会合等>

会計監査人による適正な監査を担保するため、会計監査人と代表取締役及び独立社外取締役等との会合等を行います。

<その他>

職務の執行に係る重要な案件を決定する場合は、必要に応じて外部の専門家（弁護士等）に相談し、適法性を確保します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、職務の執行に係る決裁文書その他の重要な情報について、法令及び情報管理・文書管理等に関する社内規則に従い、適切な取り扱いを行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・常にリスク情報を収集し、危機の早期発見に努めるとともに、平時より損失の最小化を図るために、物理的対策、教育等による人的対策、保険による損失の転嫁を含め不断の危機対策を行います。
- ・より実効的な危機管理を行うために、危機管理に関する包括的規則及び個別危機事象に対する対応規則・マニュアル等の制定及び継続的な見直しを行います。

- ・危機の早期認識のため緊急連絡体制を整備し、危機発生に際しては、危機管理に関する規則に基づき緊急対策本部を立ち上げ、緊急対策本部長に当該危機に対応する意思決定権限を持たせる体制とします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

＜取締役会＞

- ・取締役会は、原則毎月1回開催しますが、必要に応じて機動的に開催します。
- ・取締役会は、法令及び定款に定められた事項並びに重要な事項の決定、取締役の職務の執行の監督を行い、また、代表取締役及び業務執行取締役から職務執行状況の報告を受けます。

＜権限委譲と責任体制＞

- ・経営会議は、原則毎週1回開催し、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行います。
- ・社内規則に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われるために適切と考えられる組織を設け、職制を配置し、権限を業務執行者に付与し、円滑な業務運営を図ります。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社と親会社である日本たばこ産業株式会社（うち医薬事業部門）とは、医薬品に関する製品及びサービスにおいて、各々の強みを生かし、当社は主に製造と販売の機能を担っており、親会社は研究開発の機能を担っています。この機能分担は、当社の企業ミッションを遂行するうえで最適化を図るためのものであり、この機能分担により一定の独立関係を確保しつつ、かつ協力関係を保ちながら、適正に業務を遂行します。
- ・主要株主との取引は、社内規程に基づき、取締役会等において決定し、年間の取引実績を取締役に報告します。なお、主要株主との取引等に係る決定を行う場合には、必要に応じて、外部の有識者から見解を入手したうえ、主要株主と利害関係を有しない社外役員に意見を求める等の措置を講じます。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役にその職務を補助すべき使用人が必要な場合は、監査業務の専門性、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に配慮し、当該使用人の人材選定にあたり監査役会と協議します。

⑦ 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合に、当該事実が、速やかに監査役に伝わるよう、以下の体制とします。

- ・ 監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席できます。
- ・ 監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応します。なお、監査役からの求めにより、取締役は毎年度末に職務執行状況に関する確認書を提出します。
- ・ 情報交換及び意思疎通を図るため、監査役と代表取締役との定期会合及び他の取締役（独立社外取締役を含む）、執行役員、部門長等と面談をする機会を確保します。
- ・ 監査部は、監査計画の策定とその計画に基づいた監査実施活動について監査役と連携を図るとともに、監査役に対し業務監査結果等の報告を行います。
- ・ コンプライアンス推進部は、監査役に対して、内部通報の状況等を定期的に報告します。

⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことについて周知徹底します。

⑨ 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の仕事の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保すべく予算を措置します。

⑩ その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と会計監査人は、定期あるいは随時に会合を行い、監査報告書の説明、監査計画等について情報交換等を行い、連携を図ります。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

当社は、良き企業市民として、より良き社会の実現のため、「市民社会の秩序又は安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を排除するとともに、断固として対決する」「これらの活動を助長するような行為を行わない」「トラブル等が発生した場合は会社をあげて立ち向かう」旨を周知徹底します。

社内体制としては、各拠点に担当者を配置し、研修受講のほか、随時、関係行政機関や顧問弁護士等との連携を図ります。また、適切な対応を行うために「対応マニュアル」を定め、常時閲覧可能とします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンス推進活動の状況、内部通報の内容・対応等につき、コンプライアンス推進部等から報告等を行っております。
- ② カルバン錠の販売価格の決定に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、2020年3月5日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。当社は、独占禁止法違反の再発防止措置の実施計画に基づき、独占禁止法に関する研修、定期的な監査（モニタリング）等を実施し、適切に再発防止策が講じられていることを確認しております。
- ③ 改正公益通報者保護法に関連した規程改定、内部公益通報対応体制の整備、社内研修を実施しております。
- ④ 取締役会を9回開催し、重要事項の決定等を行っております。また、経営会議を21回開催し、重要事項の審議等を行っております。なお、本会議体等の場において、損失が伴うおそれのあるリスク情報とその対応の報告、検討を行っております。
- ⑤ 新型コロナウイルスに関する対策本部が、新型コロナウイルス感染症への対応を継続しております。
- ⑥ 金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムを整備・運用し、一部のプロセスを除き、評価は終了しております。
- ⑦ 監査役の員数等を勘案し、監査役会と協議した結果、監査役を補助すべき使用人を配置しております。監査役の監査業務補助については監査部が、また監査役の事務的補助については人事総務部が担当し、監査役の指示・命令の下、会社からの指揮を受けることなく業務を行っております。
- ⑧ 監査部は、内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しているほか、社長、社外取締役、会計監査人等と定期あるいは随時に会合を行っております。
- ⑨ 監査役は、重要な会議への出席のほか、コンプライアンス推進部、監査部、会計監査人と定期あるいは随時に会合を行うとともに、代表取締役との定期会合、取締役等との面談・情報交換も実施しております。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた対応として、社内のイントラネットを通じて、社員への教育を実施しております。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	91,603	流動負債	13,221
現金及び預金	9,203	買掛金	6,584
キャッシュ・マネジメント・システム預託金	11,217	リース負債	283
売掛金	22,865	未払費用	3,800
有価証券	38,489	未払法人税等	337
商品及び製品	6,165	未払引当金	1,120
原材料及び貯蔵品	2,804	預り金	257
前払費用	307	賞与引当金	402
その他	550	役員賞与引当金	14
固定資産	42,086	その他	420
有形固定資産	2,282	固定負債	1,242
建物	852	リース負債	241
構築物	0	退職給付引当金	707
機械及び装置	0	資産除去負債	54
車両運搬具	0	その他	239
工具、器具及び備品	139	負債合計	14,464
土地	344	(純資産の部)	
リース資産	944	株主資本	119,107
無形固定資産	517	資本金	5,190
借地権	69	資本剰余金	6,453
ソフトウェア	415	資本準備金	6,416
その他	31	その他資本剰余金	37
投資その他の資産	39,286	利益剰余金	108,846
投資有価証券	30,282	利益準備金	1,297
長期前払費用	7,709	その他利益剰余金	107,548
繰延税金資産	650	別途積立金	56,130
その他	644	繰越利益剰余金	51,418
資産合計	133,689	自己株式	△ 1,381
		評価・換算差額等	117
		その他有価証券評価差額金	117
		純資産合計	119,224
		負債純資産合計	133,689

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		48,896
売上原価		25,516
売上総利益		23,379
販売費及び一般管理費		17,839
営業利益		5,540
営業外収益		
受取利息	1	
有価証券利息	166	
受取配当金	145	
その他	27	341
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	132	
投資事業組合運用損	62	
解約違約金	141	
その他	7	344
経常利益		5,537
特別利益		
投資有価証券売却益	187	187
特別損失		
固定資産除却損	2	2
税引前当期純利益		5,722
法人税、住民税及び事業税	1,611	
法人税等調整額	166	1,778
当期純利益		3,944

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	5,190	6,416	29	6,445	1,297	56,130	48,822	106,250
当期変動額								
剰余金の配当							△ 1,348	△ 1,348
当期純利益							3,944	3,944
自己株式の取得								
自己株式の処分			8	8				
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	8	8	—	—	2,595	2,595
当期末残高	5,190	6,416	37	6,453	1,297	56,130	51,418	108,846

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△ 1,393	116,491	523	523	117,015
当期変動額					
剰余金の配当		△ 1,348			△ 1,348
当期純利益		3,944			3,944
自己株式の取得	△ 0	△ 0			△ 0
自己株式の処分	12	20			20
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			△ 406	△ 406	△ 406
当期変動額合計	11	2,615	△ 406	△ 406	2,209
当期末残高	△ 1,381	119,107	117	117	119,224

個別注記表

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 - (1) 市場価格のない株式等以外のもの
 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (2) 市場価格のない株式等
 移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
 時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	15～50年
工具、器具及び備品	2～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 定額法を採用しております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業は医薬品の製造販売であります。これらの販売については、移転を約束した製品に対する支配を顧客が獲得した時点で、当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしており、出荷時から顧客への引渡しまでの期間が通常である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しており、見積り計上は行っておりません。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

【会計方針の変更に関する注記】

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、移転を約束した財又はサービスに対する支配を顧客が獲得した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上していた販売促進費の一部を売上高から控除し、販売費及び一般管理費に計上していた運賃保管費と広告宣伝費の一部は売上原価としております。また、従来は流動負債に計上していた返品調整引当金については、返金負債として流動負債のその他に含めて表示しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は2,865百万円減少、売上原価は357百万円増加、販売費及び一般管理費は3,222百万円減少しましたが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響もありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

長期前払費用の評価

1. 当事業年度末残高 7,709百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

導入契約に係る一時金及びマイルストーン等の支出のうち、対象となる製品の販売予測を基礎とした収益性を評価し、将来の収益獲得により回収可能性が高いと判断しているものを販売権として長期前払費用に計上し、その効果の及ぶ期間で均等に費用化しております。なお、貸借対照表に計上されている長期前払費用の大部分を販売権が占めております。

当該製品の収支が継続してマイナスの場合や経営者が策定した販売計画による将来の収支予測が未達成となる場合には、販売権に減損の兆候が生じる可能性があり、当該製品の販売により獲得できる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、その時点での帳簿価額から回収可能価額にまで減額する金額を減損損失として計上する可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 11,279百万円

短期金銭債務 2,303百万円

長期金銭債務 118百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,594百万円

3. 「キャッシュ・マネージメント・システム預託金」は、JTグループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括している日本たばこ産業株式会社への資金の預託です。

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 140百万円

仕入高 6,733百万円

販売費及び一般管理費 38百万円

営業取引以外の取引高 5百万円

2. 研究開発費の総額 1,661百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	28,800	—	—	28,800

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	707	0	6	701

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものです。また、普通株式の自己株式の株式数の減少6千株は、取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	674	24.00	2021年12月31日	2022年3月30日
2022年7月29日 取締役会	普通株式	674	24.00	2022年6月30日	2022年9月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年3月28日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,135	76.00	2022年12月31日	2023年3月29日

4. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	216百万円
賞与引当金	123百万円
前払研究開発費	98百万円
未払事業税等	73百万円
未払費用	54百万円
その他	192百万円
繰延税金資産小計	759百万円
評価性引当額	△ 50百万円
繰延税金資産合計	708百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△ 51百万円
その他	△ 6百万円
繰延税金負債合計	△ 58百万円
繰延税金資産の純額	650百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.0%
住民税均等割	0.6%
法人税等の特別控除額	△ 0.9%
評価性引当額の増減額	0.4%
その他	△ 0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.1%

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、新たな事業投資に備え、余資については主に流動性・安全性を重視した金融商品で運用を行っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期毎に把握する体制をとっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に、余資運用のため保有する債券等及び業務上の関係を有する企業の株式であり、債券・株式等発行体の信用リスク、並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引です。また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従って行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、活発な市場が存在しない場合には適切な評価技法を用いて測定された価値が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注)2を参照下さい。）。また、現金及び預金、キャッシュ・マネージメント・システム預託金、売掛金、有価証券に含まれる預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託、買掛金、未払金、未払法人税等はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	42,844	42,844	—

(注) 1. 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) デリバティブ取引

為替予約取引を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	110
投資事業組合への出資持分	818

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	9,203	—	—	—
(2) キャッシュ・マネージメント・システム預託金	11,217	—	—	—
(3) 売掛金	22,865	—	—	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	38,489	15,642	1,992	4,224

3. 金融商品の時価のレベル毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	816	39,510	—	40,327

(注) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項の経過措置を適用した投資信託については、上記表には含めておりません。なお、貸借対照表における当該投資信託の金額は2,517百万円です。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で当社が保有している債券等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	日本たばこ産業(株)	被所有 直接 54.9%	医薬品の仕入金銭の貸借等	医薬品の仕入	6,733	買掛金	2,242
				資金の預託	—	キャッシュ・マネージメント・システム預託金	11,217
				為替予約	7,862	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 医薬品の仕入については、品目毎に売買契約を締結し、適正な価格、取引条件により行っております。なお、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 資金の預託については、市場金利に連動した利率を適用しております。
3. 為替予約については、為替予約締結日における市場レートに基づいた予約レートを適用しております。なお、取引金額には、期中の契約額の累計を記載しております。

2. 子会社及び関連会社等
該当事項はありません。
3. 兄弟会社等
重要な取引に該当する取引がないため記載していません。
4. 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
製商品売上高	腎・透析領域	12,013
	皮膚疾患領域	12,391
	アレルギー領域	18,499
	その他	5,658
その他の売上高		332
計		48,896

(注) その他の売上高に、顧客との契約から生じる収益以外の収益として不動産賃貸収入200百万円が含まれています。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
【重要な会計方針に係る事項に関する注記】7. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - (1) 契約資産及び契約負債の残高等
該当事項はありません。
 - (2) 残存履行義務に配分した取引価格
個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額

4,243円08銭

1 株当たり当期純利益

140円39銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年2月9日

鳥居薬品株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鳥居薬品株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第131期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月14日

鳥居薬品株式会社 監査役会

常勤監査役 山本 賢 ㊟

社外監査役 出雲 栄一 ㊟

社外監査役 松村 卓治 ㊟

以上

第131回定時株主総会会場ご案内



会場：東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

トリー日本橋ビル

当社本社 10階会議室

電話：(03) 3231-6811(代表)

交通のご案内

- JR総武線快速「新日本橋」駅
6番出口より徒歩1分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅
A10出口より徒歩2分
- JR山手線・京浜東北線・中央線快速「神田」駅
東口より徒歩7分

※本総会用の駐車場はございませんので
お車でのご来場はご遠慮願います。



鳥居薬品株式会社

